

保振社振20第131号
平成20年7月4日
株式会社 証券保管振替機構

「社債等に関する業務規程施行規則」の一部改正について

1 改正の趣旨

一般債振替制度の安定的な制度運用を確保しつつ、制度利用者の利便性向上を図る観点から、一般債の元利金支払に係るデータの入出力に関する利用時間帯を変更することに伴い、別紙のとおり「社債等に関する業務規程施行規則」の一部を改正することとする。

2 改正の概要

- 機構加入者による課税情報申告データの入力終了時刻の繰下げを行う。
- 当機構による元利金請求データの出力開始時刻の繰上げを行う。

3 施行日

平成20年7月7日から施行する。

以 上